

契約後V E工事取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、建設業者から施工方法等に関する提案を募集し、民間の 技術開発を積極的に活用することにより、建設工事のコスト縮減を図るため、工事の契約締結後に、民間の固有技術や優れた技術開発を活用し、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法に係る設計図書の変更について行う提案（以下「V E 提案」という。）を受け付ける契約後V E 方式を運用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 小松市の発注する工事とし、小松市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）に別紙1の条項を追加し、契約後V E 工事である旨を明記するものとする。

(提案を求める範囲)

第3条 V E 提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものであり 原則として工事目的物の変更を伴わないもの（標準歩掛以外の工法、建設機械、新材料）とする。

なお、以下の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

- (1) 工期の延長等施工条件の変更を伴う提案
- (2) 条件変更が確認された後の提案
- (3) 入札時に入札参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料又は施工方法等の変更の提案
- (4) 入札時における総合評価方式に係る技術提案の範囲

(入札公告及び特記仕様書等に明示する事項)

第4条 提案を求める場合において、入札公告及び特記仕様書に次の事項を加えるものとする。

- (1) 入札公告
 - 契約後V E 工事の対象工事であること。
- (2) 特記仕様書（別紙2）
 - ア 本要領の第3条、第5条、第7条1項及び第8条から第11条に関すること。
 - イ V E 提案を提出する際の様式（様式1～4）

(提案書の提出期間等)

第5条 V E 提案書（様式1）は、原則として、契約の締結日から当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前まで提出することとし、併せて以下の事項を記載した書類（様式2～4）を提出させるものとする。

- (1) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由（様式2）
- (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）（様式2）

- (3) V E 提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠（様式 3）
- (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係（様式 4）
- (5) 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項（様式 4）
- (6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（様式 4）

その他必要に応じ、追加資料、図面その他の書類の提出を受注者に求めることができ
ることとし、V E 提案に関する費用は、受注者の負担とすることとする。

なお、15 日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期の設定において配慮する
こと。

（小松市契約後 V E 技術審査委員会）

第 6 条 V E 提案の審査にあたっては、小松市契約後 V E 技術審査委員会（以下、「委員会」と
いう。）において審査することとし、運営に関する要領等については以下のとおりとする。

- (1) 委員の構成は原則として以下のとおりとする。

委員長 工事施工担当部局長

委 員 工事施工担当部次長、農林水産課長、まちデザイン課長、
緑花公園課長、道路河川課長、建築住宅課長、上下水道建設課長、上下水
道管理課長、管財課長

- (2) 会議の運営

ア 委員長は、工事施工担当課長の申請に基づき、第 6 条の審査及び、必要があると認
めるときに委員会を招集する。

イ 委員長は、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

ウ 委員会に必要な資料は工事施工担当課が作成するものとする。

- (3) 事務局

委員会の事務局は、管財課に置く。

- (4) 雑則

この要領に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は委員会に諮って定めるも
のとする。

（V E 提案の審査基準）

第 7 条 V E 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等
について評価するものとする。

- 2 V E 提案の審査基準は以下のとおりとし、「契約後 V E 工事チェックリスト」（別紙 3）で
確認し、審査することとする。

- (1) V E 提案の範囲に関する確認事項

ア 工事目的物の変更を伴わないもの

イ 工期の延長等施工条件の変更を伴う提案でないこと

ウ 条件変更が確認された後の提案でないこと

エ 入札時に入札参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるよう
な工事材料又は施工方法等の変更の提案でないこと

- オ 入札時における総合評価方式に係る技術提案の範囲でないこと
- (2) 施工の確実性、安全性、経済性等に関する確認事項
 - ア 提案された工法等が設計時及び発注時において一般的な工法でないこと
 - イ 施工の確実性、安全性が具体的かつ客観的な方法で確認できること
 - ウ 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案の場合、その取り扱いが明確であること。
 - エ 設計図書と比較して経済性に優れていること。

(提案の採否の通知)

第8条 V E 提案の採否の通知は、原則としてV E 提案の受領後14日以内に受注者(申請者)に通知(様式5)するものとする。

ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときには、あらかじめ受注者(申請者)の同意を得た上で、この期間を延長することができるものとする。

また、提出されたV E 提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、採用しない理由を付して通知するものとする。

(V E 提案が適正と認められた場合の変更設計等)

第9条 V E 提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により、設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは、約款第24条第1項の規定により、請負代金額の変更するものとする。
- 3 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を計上することとする。
- 4 V E 提案の採用後、約款第18条の条件変更が生じた場合は、受注者に対しV E 提案に対する変更を求めることとする。
- 5 V E 提案を採用した後、条件変更が生じた場合のV E 管理費については変更しないこととする。
- 6 双方の責に帰することができない事由(不可抗力や予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合は、双方協議して定めることとする。
- 7 V E 管理費に関する部分払は、V E 提案に関する部分が完了(完成)したと認められる場合に支払い対象とする。

(提案内容の保護)

第10条 V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用(標準歩掛)される状態となった場合は、無償で利用できるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(責任の所在)

第 1 1 条 発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者（申請者）の責任が否定されるものではない。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙 1)

小松市建設工事標準請負契約約款の追加条項

(設計図書の変更に係る受注者の提案)

第 19 条の 2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする 施工方法等の設計図書の変更に ついて、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案 の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(別紙 2)

契約後 V E 工事 特記仕様書

1 定義

「V E 提案」とは、小松市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。） 第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者（申請者）が発注者に行う提案をいう。

2 V E 提案の意義及び範囲

- (1) 受注者（申請者）が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わないものとする。
- (2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 工期の延長等施工条件の変更を伴う提案
 - ② 条件変更が確認された後の提案
 - ③ 入札時に入札参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料又は施工方法等の変更の提案
 - ④ 入札時における総合評価方式に係る技術提案の範囲

3 V E 提案書の提出

- (1) 受注者（申請者）は、前項の V E 提案を行う場合は、V E 提案書（様式 1）に次に掲げる事項を記載した書類（様式 2～4）を添付し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由（様式 2）
 - ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）（様式 2）
 - ③ V E 提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠（様式 3）
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係（様式 4）
 - ⑤ 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項（様式 4）
 - ⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（様式 4）
- (2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図面その他の書類の提出を受注者（申請者）に求めることができる。
- (3) 受注者（申請者）は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) V E 提案に関する費用は、受注者（申請者）の負担とする。

4 V E 提案の審査

V E 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した 経済性等を評価する。

5 VE提案の採否の通知

- (1) 発注者はVE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内に受注者（申請者）に通知（様式5）しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときには、あらかじめ受注者（申請者）の同意を得た上で、この期間を延長することができるものとする。
- (2) 提出されたVE提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、採用しない理由を付して行うものとする。

6 VE提案が適正と認められた場合の変更設計等

- (1) 発注者は、約款第19条の2の規定に基づき、VE提案による設計図書を変更し、請負代金額を変更する場合は、約款第24条の規定により、請負代金額の変更を行うものとする。
- (2) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を計上するものとする。
- (3) VE提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更を求めた場合、受注者（申請者）はこれに応じるものとする。
- (4) 発注者は、約款第18条の条件変更が生じた場合には、約款第24条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合の前記(2)のVE管理費については、変更しないものとする。
- (5) 双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者（申請者）が協議して定めるものとする。
- (6) VE管理費に関する部分払は、VE提案に関する部分が完了（完成）したと認められる場合に支払い対象とする。

7 VE提案の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的（標準歩掛）に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

8 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者（申請者）の責任が否定されるものではない。

(別紙 3)

番号		項目内容	
----	--	------	--

番号	評価項目	内容	可	否
1	提案対象	・設計変更の対象となる内容に係る提案である。		
2	条件変更	・契約約款 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する事実に基づく提案ではない。		
3	資格要件	・入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は 類似工事の範囲を超えるような工事材料、施行方法等 の変更を伴う提案ではない。		
4	経 済 性	・発注者の積算において請負代金額の低減が確認できる。		
5	機 能	・設計上の機能が満たされている。 ・動線や使用勝手等に支障がない。		
6	品 質	・材料の品質が確保されている。		
7	確 実 性	・受注者から提出された V E 提案書に確実性がある。		
8	安 全 性	・安全に施工できることが確認できる		
9	工 期	・工期に遅れが生じない。		
10	環 境	・騒音や振動、大気質、水質、動植物保護、建設リサイ クル等の環境条件に支障がない。		
11	構 造	・構造計画の変更を伴うが、工事工程に支障がない。		
12	意 匠	・意匠の変更を伴うが、設計意図を逸脱しない。		
13	設 備	・既存の機器及び設備システムの大幅な変更を伴わない。		

上記すべての評価項目において「可」となった場合に V E 提案を採用することができる。 必要に応じて個別の評価項目を加えるものとする。

(V E提案の審査基準)

第7条 V E提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等について評価するものとする。

2 V E提案の審査基準は以下のとおりとし、「契約後V E工事チェックリスト」(別紙3)で確認し、審査することとする。

(1) V E提案の範囲に関する確認事項

- ア 工事目的物の変更を伴わないもの
- イ 工期の延長等施工条件の変更を伴う提案でないこと
- ウ 条件変更が確認された後の提案でないこと
- エ 入札時に入札参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料又は施工方法等の変更の提案でないこと
- オ 入札時における総合評価方式に係る技術提案の範囲でないこと

(2) 施工の確実性、安全性、経済性等に関する確認事項

- ア 提案された工法等が設計時及び発注時において一般的な工法でないこと
- イ 施工の確実性、安全性が具体的かつ客観的な方法で確認できること
- ウ 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案の場合、その取り扱いが明確であること。
- エ 設計図書と比較して経済性に優れていること。